

平成31年2月27日 開 会

平成31年2月27日 閉 会

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

平成31年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月27日 (水)	<p>開 会</p> <p>会期決定 2月27日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第3号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

2月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔平成31年2月27日提出〕

- | | | |
|-------|--|------|
| 議案第1号 | 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について | 〔同意〕 |
| 議案第2号 | 鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例 | 〔可決〕 |
| 議案第3号 | 鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例 | 〔可決〕 |
| 議案第4号 | 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について | 〔可決〕 |
| 議案第5号 | 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について | 〔可決〕 |
| 議案第6号 | 平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号) | 〔可決〕 |
| 議案第7号 | 平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算 | 〔可決〕 |

〔平成31年2月27日議決〕

2 経過報告

経過報告(管理者)

平成31年2月27日

議場：鳥栖・三養基西部溶融資源化センター 2階会議室

1 出席議員氏名

議 長 齊 藤 正 治

久保山 日出男	飛 松 妙 子	伊 藤 克 也	樋 口 伸一郎
牧 瀬 昭 子	中 山 五 雄	寺 崎 太 彦	園 田 邦 広
田 中 俊 彦	宮 原 宏 典	岡 廣 明	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者 末 安 伸 之	副 管 理 者 橋 本 康 志
副 管 理 者 武 廣 雄 平	事 務 局 長 井 上 弘 孝
総 務 課 長 平 野 健 一	総 務 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 並 川 勇
総 務 課 総 務 係 長 江 崎 由 起 子	総 務 課 参 事 姉 川 三 根 男

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 井 上 弘 孝	総 務 課 課 長 平 野 健 一
総 務 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 並 川 勇	総 務 課 総 務 係 長 江 崎 由 起 子
総 務 課 参 事 姉 川 三 根 男	

5 議事日程

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 経過報告

日程第 4 提案理由の説明 議案第 1 号～議案第 7 号

日程第 5 議案第 1 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について
(質疑、討論、採決)

日程第 6 議案第 2 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例
(質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 3 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
(質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第 4 号 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について
(質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 5 号 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について

(質疑、討論、採決)

日程第 10 議案第 6 号 平成 30 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 2 号)

(質疑、討論、採決)

日程第 11 議案第 7 号 平成 31 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算

(質疑、討論、採決)

開会

午後2時55分

開議

齊藤正治議長

それでは、時間が早めですけど開会させていただきます。本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第1号におきまして、本組合議会の定例会が招集されました。ただ今出席議員数は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。上峰町議会議長の中山五雄議員、上峰町議会副議長の寺崎太彦議員です。心からお祝い申し上げます。

それでは、ただ今紹介いたしました両議員からごあいさつをお受けしたいと思います。まず、中山議員よろしくお祈いします。

中山五雄議員

みなさん、こんにちは。ただ今、紹介いただきました上峰町の中山です。鳥栖・三養基西部環境施設組合議会のために努力してまいりますので、今後ともよろしくお祈いします。

齊藤正治議長

ありがとうございました。よろしくお祈いします。次に、寺崎議員お祈いいたします。

寺崎太彦議員

みなさん、こんにちは。先月の議員選挙で再任させていただきました寺崎です。引き続きまして、当組合の発展のために努力していきますので、ご指導のほどよろしくお祈いいたします。

齊藤正治議長

ありがとうございました。よろしくお祈いします。以上を持ちまして紹介を終わります。

それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。



日程第1 会期決定

齊藤正治議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

み処理施設に関する事務の委託を廃止するもので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号「平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3,215万4,000円追加をし、予算総額をそれぞれ18億5,205万4,000円とするものでございます。

最後に、議案第7号「平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」は、歳入歳出それぞれ14億1,727万2,000円とするもので、前年度からは3億3,289万3,000円の減となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。



日程第5 議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について

齊藤正治議長

日程第5、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、寺崎太彦議員の除斥を求めます。

〔寺崎議員退席〕

議案の説明を求めます。末安管理者。

末安伸之管理者

ただ今、議題となりました議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」の説明を申し上げます。

監査委員に1名の欠員が生じたので、後任として、寺崎太彦議員を選任いたしたく、組合同約第12条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。本案は、組合同約第12条第2項の規定により、監査委員の選任の同意を求められております。本案は、質疑・討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

寺崎太彦議員の除斥を解きます。

〔寺崎議員着席〕

監査委員に選任されました寺崎太彦議員にごあいさつをお願いいたします。寺崎議員。

寺崎太彦監査委員

皆様方のご理解を賜りまして、監査委員に選任していただきました寺崎でございます。今後は、誠心誠意、監査委員の職務を遂行したいと考えておりますので、皆様方のご指導のほどよろしく願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさついたします。

齊藤正治議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。



日程第6 議案第2号 鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例

齊藤正治議長

日程第6、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。井上事務局長。

井上弘孝事務局長

事務局長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今、議題となりました議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例」についてご説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いします。読み上げてご説明します。

鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例を別紙のとおり制定するものとする。提案理由、現有廃棄物処理施設の解体及び、撤去の費用に充てる積立基金を設置するためにこの案を提出するものでございます。

3ページでございますが、条例案でございます。第1条は設置の目的、第2条から第6条につきましては、基金条例の一般的な規定を記載しているものでございます。また、条例の施行につきましては、平成31年4月1日としているところでございます。

引き続き、別冊でございますが、議案説明資料でご説明を申し上げたいと思います。資料の2ページをお願いします。

まず2ページの(1)に記載しておりますが、現有施設の協定でございます。設置期限後はすみやかに撤去にかかるということになっております。また、国も運転を停止した廃焼却炉につきましては、住民の安全安心や公共用地の有効利用のために、適切で円滑な解体を促進をしているところでございます。

次に、溶融資源化センターの解体除去に要する費用でございますが、右の表1を見ていただきますと、あくまでも現時点の概算でございますが、調査設計に2,000万円、解体工事に5億6,000万円程度を見込んでおります。しかしながら、現在の制度では、ごみ処理施設の建て替えがない場合につきましては、2ページの(2)に記載しておりますように、特別な財政措置はなく、全額を一般財源、各市町の負担金でお願いするということになります。こうしたことから、新たに基金を設置をしまして、財政負担の平準化を図り、合わせて世代間の公平性、つまり現施設に伴う費用につきましては、できるだけ現施設を利用している世代で負担をするという原則に沿って、あらかじめ積立てをお願いしたいということでございます。

基金の積立方法につきましては、右の表 2 に示しておりますが、建設事業の起債償還が平成 30 年度で完了しますことから、来年度の平成 31 年度から順次積立てを行いたいと考えております。その下の図-1 につきましては、平成 31 年度以降の想定される管理運営費の負担額と基金積立額のイメージを記載しているところでございます。

以上、議案第 2 号についての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

齊藤正治議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。園田議員。

園田邦広議員

1 点、お尋ねをします。この基金設置については、今説明がありました平成 35 年で溶融炉が終わると、契約が終わるということでありまして、その後、起債の償還がなくなりますので、そのあとに積立てを行いたいということでもあります。おそらく平成 36 年度には解体されるのではないかと思います。これは、溶融炉だけの積立てということですよ。そうすると、みやき町にはリサイクルプラザがありますね。これも同時に契約切れというようことになってるだろうと思いますが、このリサイクルプラザについては、どのようになっておるのでしょうか。積立てをしなくても期限が来たら 1 市 2 町で負担をしていくということになるのか、その点 1 点お願いします。

齊藤正治議長

井上事務局長。

井上弘孝事務局長

園田議員のご質問にお答えします。

先ほどご質問にありましたリサイクルプラザにつきましても、協定のごみ処理施設に該当します。具体的には、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみの処理施設ということで、同様に設置期限が 20 年、それから速やかに解体をするというような、私どもが管理している廃棄物処理施設に該当します。今回お示しをしております事業費の中には、リサイクルプラザについては具体的にお示しをしておりませんが、リサイクルプラザの全体の構成からしますと、プラザ棟、これは啓発施設でございますけれども、それから実際にプラントが入っております処理棟、保管庫棟という 3 つの施設で構成されております。今回、先ほど申し上げました協定に該当する部分については、処理棟のみが協定の規定に該当するということでございますので、その点については、地元の皆さんとご協議をしながら、すみやかに撤去をしていくということになりますが、今回リサイクルプラザにつきましては、溶融炉とは違ってダイオキシン類、アスベスト、六価クロム等の汚染物質というのがございませぬので、解体にあたっては、事前の調査等については不要かと思っております。それから、先ほどの溶融炉の解体につきましては、5 億 6,400 万円と申し上げましたけれども、これはあくまでも概算でございますが、その主な分については、除染費用、要するにダイオキシン類の除染費用も含まれておりますので、リサイクルプラザにつきましては、そういった費用が見込まれないということでございます。ここは緊急性を要する溶融炉を優先してやってもらいたいと考えております。リサイクルプラザにつきましては、地元と協議をしながら、どの部分を解体していくのか、どの部分を残すのかというのをあらかじめ見極めたうえで、また費用の積算をしていきたいと思っておりますので、今回の基金の分につきましては、見込んでないということでございます。以

上でございます。

園田邦広議員

わかりました。

齊藤正治議長

他にございませんか。岡議員。

岡廣明議員

今回、解体費用として約6億円を想定されておりますけども、今日までで基金積立が別に1億円があるわけですね。それとの関りはどういうふうになっていくものか。

それと、先ほどの質問の中で、いわゆる溶融資源化センターだけ壊して、手前の事務所関係というのは、どういうふうになっているのか。それとこの基金とは若干外れますが、いわゆる専用道路関係もあるわけですね。そういうものに関しては、どういうお考えを持っておられるのかお尋ねします。

齊藤正治議長

井上事務局長。

井上弘孝事務局長

岡議員の質問にお答えします。

先ほどご質問がありました溶融炉の管理棟、それから保管庫棟の分については、現在事業の中の解体には含めておりません。それから溶融炉の解体実績については、全国的にも少なく、唯一ありますのは、岩手県釜石市にありましたシャフト炉、東日本大震災の時に再稼働して、震災のごみを焼却したという日本で第1号の溶融炉でございますが、その解体実績のみでございますので、概算費が実際に溶融炉の場合は、私どもが今積算をしている全国の平均単価で賄えるのかという非常に不確定な部分がございますけども、そういったものも今後見極めていきたいと考えております。

それからもう一つ、この基金の外に別途設置をしております施設整備基金、現在1億円を目途に基金を積立て、管理している基金がございます。この基金の活用につきましては、残り5年間ということで、大規模的な補修がなければ、この分については、今後この解体基金の中に取り込まれていってもいいんじゃないかと考えております。現在、管理運営にかかる基金の負担につきまして、この施設整備基金については、ごみ量割でいただいております。これは、現在の管理運営費の中で賄っていくということでの前提でございます。今回、お願いしております基金につきましては、建設費負担割合、つまり人口割90パーセントということをお願いをしておりますので、こういった分につきましては、それぞれの市町の負担の割合が違った基金が2つ存在しますので、今の施設整備基金も今度の解体のために使うということになれば、その配分については協議が必要になるかと思っておりますけども、そのまま活用する必要がなければ、財産として残りますので、1市2町の負担割合を算出しまして、その財源に充てていきたいと考えております。以上でございます。

齊藤正治議長

岡議員。

岡廣明議員

それと関連ですけれど、解体する場合は、国権の補助等についてはどういうふうになっておりますか。

齊藤正治議長

井上事務局長。

井上弘孝事務局長

財源でございますけれども、先ほど環境省のほうでこういった事業についての促進をしているということでございますけれども、解体後に廃棄物処理施設、もしくは関連施設を建設する場合については、建設時と同様の交付金措置がございます。当然交付金で賄わない分については、起債の措置がございまして、交付税措置があるという制度が現在ございますけれども、今回この溶融施設の解体につきましては、跡地利用についてはごみ処理施設関連施設をつくるということではございませんので、そういった現制度での財政の優遇措置については、対象になってないということでございます。以上でございます。

齊藤正治議長

他にございませんか。ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「鳥栖・三養基西部環境施設組合施設解体基金条例」は、原案のとおり決しました。



日程第7 議案第3号 鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

齊藤正治議長

日程第7、議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。井上事務局長。

井上弘孝事務局長

議案書の4ページをお願いします。ただ今、議題となりました議案第3号「鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

廃棄物処理施設条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。別表、家庭系一般廃棄物、50キログラムまでのものを手数料として300円。50キログラムを超えるものにつきましては、50キログラムを超える、又はその端数ごとに200円の割合で算定した額を300円に加えた額。事業系一般廃棄物、50キログラムまでのものを800円、50キログラムを超えるものにつきましては、50キログラムを超える50キログラム又はその端数ごとに800円の割合で算定した額を800円に加えた額とします。附則、この条例は平成31年10月1日から施行する。

提案理由、一般廃棄物の処理手数料を改定したいため、この案を提出するものでございます。次の5ページにつきましては、条例改正の新旧対照表をお付けしております。

引き続き、先ほど説明をしました議案説明資料でご説明いたします。資料の4ページをお願いします。

当組合に直接搬入をしていただくごみについては、私どもの組合の条例に基づいて手数料を徴収しているところがございますけれども、操業開始の平成 16 年度から今日まで 1 度も改定ということは、なされておられません。現在、持ち込まれております家庭系の大半が 100 キログラム以下の重量で持ち込まれておまして、手数料としまして、300 円を徴収しているところがございます。資料の 5 ページをお願いします。図-2 グラフを見ていただければ、これは 100 キログラムの手数料の近隣自治体、近隣組合との比較でございます。棒グラフの黒い部分が家庭系の料金になっておまして、左端が当組合でございます。比較していただきますと、この近隣では最低の額ということになっております。また、その下の図-3 に改定に伴う比較を記載しておりますが、50 キログラム以上の料金につきましては、赤の事業系で各階層で 100 円、それから黒の家庭系で 200 円の引上げをお願いしているところがございます。今回お願いしております改定につきましては、10 月の消費税率改定に伴う経費の負担に合わせて、これまで 100 キログラム以下は全て同一料金でございましたけれども、半分の 50 キログラム以下の料金設定を新たに追加をすることで、ごみの排出抑制と、それぞれの住民のみなさんの負担の公平化を図り、さらに近郊との料金格差を減らすためにこの案を提案したいということで考えております。以上、第 3 号につきましての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。どなたかございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第 3 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決しました。



日程第 8 議案第 4 号 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について

日程第 9 議案第 5 号 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について

齊藤正治議長

日程第 8、議案第 4 号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」、及び日程第 9、議案第 5 号「吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」を関連がありますので、一括議題といたします。議案の説明を求めます。井上事務局長。

井上弘孝事務局長

引き続き、議案書の6ページをお願いいたします。ただ今、議題となりました議案第4号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」、及び議案書の8ページでございますが、議案第5号「吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」は、当該事務が佐賀県東部環境施設組合に移管をされたことに伴いまして、事務委託の廃止をするものでございます。この事務の廃止に当たり、この案を提案するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第4号、及び議案第5号の2件を一括して採決いたします。議案第4号、及び議案第5号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」、及び議案第5号「吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託の廃止について」は、原案のとおり決しました。



日程第10 議案第6号 平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)

齊藤正治議長

日程第10、議案第6号「平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野総務課長。

平野健一総務課長

総務課長の平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今、議題となりました議案第6号「平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明をいたします。別冊となっております平成30年度一般会計補正予算書をお願いいたします。まず、1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3,215万4,000円を追加し、総額を18億5,205万4,000円とするものでございます。内容についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。事項別明細書の2歳入でございます。

まず、款2使用料及び手数料、項2手数料、目1衛生手数料の補正額1,260万3,000円につきましては、溶融資源化センターへ持ち込まれる事業系ごみ手数料の増加分、1,122万6,000円とリサイクルプ

ラザへ持ち込まれる家庭系ごみ手数料の増加分 137 万 7,000 円でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金の補正額 3 万 9,000 円につきましては、施設整備基金に係る預金利子でございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 組合預金利子、目 1 組合預金利子の補正額 7 万 2,000 円につきましては、歳計現金の預入れ利子でございます。次に、項 2 雑入、目 1 雑入の補正額 1,944 万円につきましては、今回の補正で増額いたします溶融飛灰の処理に対する補償金 1,628 万 8,000 円と有価資源物のうち金属類の売払い単価の上昇等による増加分 315 万 2,000 円でございます。

続いて、6 ページの 3 歳出についてご説明をいたします。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 19 負担金補助及び交付金の補正額 449 万 9,000 円の減額につきましては、派遣職員負担金の減額分でございます。次の節 23 償還金利子及び割引料の補正額 2,446 万 7,000 円につきましては、平成 29 年度の負担金の精算でございます。次の節 25 積立金の補正額 4 万円につきましては、施設整備基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 溶融施設運営費、節 13 委託料の補正額 5,241 万 4,000 円につきましては、まず一つ目といたしまして、施設運転管理業務委託料 3,612 万 6,000 円でございます。この運転管理委託料につきましては、議案説明資料の 14 ページにてご説明をいたします。表 5 平成 30 年度溶融施設委託費補正額でございますが、記載をしておりますように溶融施設の運転管理は、まず一番上になりますが、1 委託補修費、2 人件費、3 用役費。この 3 つの合計額を長期包括契約に基づき支払いを行っております。算定にあたりましては、前年度確定した額から毎年の物価変動を加味し、再計算を行いまして、その年度額を決定する仕組みになっております。今年度の見込み額といたしましては、左側の行の一番下になりますが、9 億 698 万 4,000 円となっております、予算当初より 3,612 万 6,000 円の増額となっております。この主な要因といたしましては、3 の用役費補正額 2,697 万 6,000 円でございます。なお、次の 15 ページの表 6 委託費の計算方法の右上の表 1 物価変動につきましては、補修費のベースとなります物価指数で前年度から 1.56 パーセントの上昇となっております。その下の表 2 価格変動につきましては、用役費の変動で、処理単価でトン当たり 843 円の増加となっております。次の 16 ページの図 4 は電気料金となっております。それから 17 ページの図 5 につきましては、プロパンガスの価格推移でございます。それでは、予算書 6 ページに戻っていただきたいと思っております。それでは、補正額について引き続き、ご説明をさせていただきます。先ほどの溶融施設運営費の節 13 委託料の説明欄の 2 番目になりますが、飛灰運搬処理業務委託料の補正額 1,628 万 8,000 円につきましては、約 320 トン分の処理費用でございます。

次に、目 2 リサイクルプラザ処理棟運営費の補正額 125 万 7,000 円につきましては、電気代及び水道代の増加分でございます。

最後に、款 5 予備費につきましては、4,152 万 5,000 円を減額いたしまして、799 万 8,000 円としたところでございます。

以上で、平成 30 年度「鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。



日程第11 議案第7号 平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算

齊藤正治議長

日程第11、議案第7号「平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野総務課長。

平野健一総務課長

ただ今、議題となりました議案第7号「平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」についてご説明をいたします。別冊になっております。平成31年度一般会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額をそれぞれ14億1,727万2,000円とするものでございます。内容についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。事項別明細書の2歳入でございます。

科目の款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金につきましては、11億5,367万4,000円をそれぞれ構成市町の1市2町をお願いをしているところでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料につきましては、リサイクルプラザの宿泊に伴う使用料5万8,000円でございます。その下の項2手数料、目1衛生手数料1億6,827万6,000円につきましては、溶融資源化センター分といたしまして1億4,891万4,000円と、リサイクルプラザ分の1,936万2,000円を計上しているところでございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入のうち、目1財産貸付収入の23万7,000円につきましては、土地の貸付収入でございます。

次に、7ページになりますが、目2利子及び配当金、その下の款4繰入金の項1基金繰入金、目1施設整備基金繰入金、次の款5繰越金につきましても、1,000円の頭出しをお願いしているところでございます。

次に、款6諸収入のうち、項1組合預金利子、目1組合預金利子につきましても1,000円の頭出しをお願いをしているところでございます。その下の項2雑入、目1雑入につきましても、9,502万3,000円でございます。主な内容については、8ページにてご説明を申し上げます。右の説明欄に内訳を記載

しておりますが、中ほどの溶融飛灰処理費補償金 5,736 万 3,000 円につきましては、溶融飛灰処理費用をプラントメーカーが補償するものでございます。その下のメタル・スラグ売払い金 183 万 2,000 円につきましては、溶融施設から発生いたします資源化物の売払い金でございます。その下の有価資源物売払い金 3,421 万 6,000 円につきましては、金属類、紙類などの売払い金でございます。その 2 つ下の再商品化合理化拠出金 100 万円につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、主にペットボトル分でございます。

続きまして、3 歳出のご説明を申し上げます。9 ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費 31 万 6,000 円につきましては、議員報酬と費用弁償を計上しているところでございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、1 億 3,148 万円でございます。主な内容は、節でご説明します。まず節 7 賃金 1,197 万 3,000 円につきましては、技術職員 2 名と事務職員 4 名の嘱託職員の賃金でございます。続きまして、10 ページをお願いします。節 13 委託料 1,387 万 8,000 円につきましては、主なものについてご説明をいたします。説明欄の上から 2 つ目でございますが、施設管理委託料 426 万 2,000 円につきましては、施設の消防設備保守点検費用、それから夜間警備、清掃等の管理費を計上しているところでございます。その下の周辺緑地管理委託料 691 万 2,000 円につきましては、搬入道路を含む両施設周辺の樹木等の年間管理費用でございます。続きまして、一番下の節 19 負担金補助及び交付金 2,559 万 8,000 円でございます。主なものについてご説明をいたしますと、派遣職員負担金 2,530 万円につきましては、4 名の派遣職員人件費相当分でございます。続きまして、11 ページをお願いします。節 25 積立金 7,000 万 1,000 円でございますが、主なものについてご説明をいたしますと、先ほどからの議案第 2 号にてご説明をいたしました現有廃棄物処理施設解体及び撤去のための施設解体基金積立金 7,000 万円でございます。次の項 2 監査委員費、目 1 監査委員費 2 万 9,000 円につきましては、監査委員の報酬と費用弁償でございます。

次に、款 3 衛生費の説明を申し上げます。項 1 清掃費、目 1 溶融施設運営費でございますが、本年度が 10 億 6,541 万 9,000 円、前年度と比較しますと 6,637 万円の増額となっております。次に 12 ページの目 2 リサイクルプラザ処理棟運営費 2 億 785 万円でございますが、これは粗大・不燃ごみ、資源ごみの処理に係る費用でございます。次に目 3 リサイクルプラザプラザ棟運営費 417 万 8,000 円につきましては、リサイクルプラザで実施をしております啓発事業や施設の管理費用を計上しているところでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。款 4 予備費でございますが、800 万円をお願いしているところでございます。

最後の公債費につきましては、現施設の建設事業債の償還金でございますが、これにつきましては、30 年度で全額返済を終わっておりますので、31 年度からの計上はございません。

14 ページ以降につきましては、予算に関する調書と給与費明細書でございます。後ほどご確認をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、「平成 31 年度鳥栖・三養基西部環境施設組一般会計予算」のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。以上でございます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。中山議員。

中山五雄議員

10 ページの 13 委託料の中で生活習慣病予防の健診委託料となっておりますが、これは何名くらいされておりますか。

齊藤正治議長

平野総務課長。

平野健一総務課長

中山議員のご質問にお答えします。嘱託を含めて 4 名分になっております。

齊藤正治議長

中山議員。

中山五雄議員

今まで、この習慣病で何か原因があった方はおられますか。

齊藤正治議長

平野総務課長。

平野健一総務課長

中山議員のご質問にお答えします。今までのところは 1 人もそういった病気とか再検診とかあった方はいません。

中山五雄議員

特別にないですね。わかりました。

齊藤正治議長

ほかにごございませんか。樋口議員。

樋口伸一郎議員

8 ページをお願いします。説明欄の 4 段目の溶融飛灰処理費補償金のプラントメーカー補償をされるものということでしたけど、よくわからないので、教えていただきたい。補償の基準というか、そこがあって、どういった内容で、この金額が歳入の枠に入ってくるのか教えてください。

齊藤正治議長

平野総務課長。

平野健一総務課長

樋口議員のご質問にお答えします。溶融飛灰処理費補償金、これにつきましては、平成 21 年 3 月にガス化溶融施設運転管理、維持補修費に関する覚書、これの第 11 条の 3 の規定によりまして、契約時の性能補償事項であります溶融飛灰の発生量が 3 パーセントとしておりました。その 3 パーセントを超過した飛灰の処理については、受託者が負担するということになっておりますので、受託事業者である日鉄住金テックスエンジが支払うということになっております。例えば、発生量が 3 パーセントとしておりましたけども、今年は約 6 パーセント出ております。でするので、その超えた分の 6 パーセントから 3 パーセント引いた 3 パーセントを補償でいただくということになっております。以上でございます。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

ありがとうございました。そしたら、その3パーセント超えてる分というところは、大体3パーセントくらい超える想定で、このくらいの金額が大体入ってくるのか、それとも年度によってはそこがどんと超えることでこれが歳入額に入ってくるのか。そのあたりの推移も合わせて教えてください。

齊藤正治議長

井上事務局長。

井上弘孝事務局長

樋口議員のご質問にお答えします。溶融飛灰の発生量につきましては、ごみの性質といたしますが、ごみ質の状況によっても若干違ってきます。当初、私どものプラントにつきましては、溶融飛灰を一旦取り出しまして、溶融炉に戻すと。基本的には5パーセントから6パーセント発生するものでございますけれども、一旦一部に戻すというふうな設計思想になっておりましたけれども、当初の初期トラブル等を検証しまして、その溶融炉に一旦戻すという分については、溶融炉の安定性に欠けるということでございましたので、その分は全量外部処理に回すということで現在事業を進めております。そうしますと、その費用につきましても、当然組合のほうで負担をしております、大体年間1億円程度、今年の当初予算で申しますと、1億円をちょっと超えると思っておりますけれども、そういった部分についての費用が組合の負担、それぞれの市民や町民の方の負担で賄うということになりますので、当初購入をしましたプラントの設計の基準に基づいて、3パーセントを超えた分については、補償してくださいよということになります。現在、溶融飛灰の外部処理につきましては、大牟田にあります三池製錬と、福岡県苅田町にあります宇部興産の2か所に外部処理をお願いしているところでございます。それぞれの処理費用の単価に応じて毎年全体の総額が変わってきますので、外部処理の委託料に応じて当然変わってくるということでございます。この3パーセントと申しますのは、ごみを処理した量の3パーセントでございますので、年々ごみが増えますと、私どもが責任を持つ3パーセントの量も増えますので、そういったことで微妙に私どもの鳥栖・三養基西部環境施設組合が直接市民の皆さん、町民の皆さんに負担をしていただく額というのは、若干変わってくるということで、一律いくらということは、なかなか申し上げにくいということでございます。以上でございます。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

ありがとうございます。最後です。そしたら、その3パーセントの歳出を確認で教えてください。組合で負担するというのは、説明の中であったと思うんですけど、それはどこでしたか。

齊藤正治議長

井上事務局長。

井上弘孝事務局長

予算書の歳出につきましては、先ほどご説明しました12ページの一番上ですけど、委託料の中の上

から2番目、飛灰運搬処理委託業務1億1,472万7,000円というのが支出でございます。それから先ほど歳入のほうでご説明しましたけども、ページで申し上げますと、8ページのところに上から4段目に溶融飛灰処理費補償金というのがございます。5,736万3,000円、これについては、3パーセントを超えた分ということで、積算しております。本年度の先ほどの歳出で1億1,400万円と申し上げましたのは、6パーセントの分を見込んでおりますので、この差引の分がこの純然たる組合の負担ということで、今年度は予算をお願いしているところでございます。以上でございます。

樋口伸一郎議員

ありがとうございました。

齊藤正治議長

ほかにごございませんか。中山議員。

中山五雄議員

もう一つお尋ねします。先ほどの10ページの13委託料の中で、周辺緑地管理委託料の中で691万2,000円となっておりますが、これは結構金額が大きいんですが、どういうふうな管理をされているんですか。

齊藤正治議長

平野総務課長。

平野健一総務課長

中山議員のご質問にお答えします。まず、この施設の前に搬入道路がございます。搬入道路が年間に3回ほど植栽等の伐採をしております。あそこには、桜の木がありますので、そこら辺の作業を行っております。他には、溶融施設とリサイクルプラザが2つありますので、その周りののり面とかありますので、その辺の管理になっております。以上でございます。

中山五雄議員

わかりました。

齊藤正治議長

ほかにごございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号「平成31年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計予算」は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、平成31年2月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 齊 藤 正 治

議員 牧 瀬 昭 子

議員 岡 廣 明